

公共施設に関する使用料の設定基準

令和6年6月

杵 築 市

目 次

第 1	基本的な考え方	1
1	使用料の設定基準の必要性	1
2	受益者負担の基本的な考え方	1
3	今後の施設運営に関する考え方	1
第 2	使用料算定の基礎	2
1	コストの算出	2
2	受益者負担率	4
3	指定管理者制度導入施設の料金見直し時期	5
4	適用除外施設	5
第 3	施設の性質による使用料の算定	6
第 4	使用料の設定	7
1	使用料の改定	7
2	同種施設の料金統合	7
第 5	その他基準	8
1	年齢等（大人・小人等）の利用区分を設定する場合	8
2	市民、市民以外の利用区分を設定する場合	8
3	営利目的等の利用区分を設定する場合	8
4	冷暖房の加算	8
5	特別室の加算	8
第 6	定期的な見直し	9
第 7	減免基準の明確化	9
1	使用料の減額・免除の取扱い	9

第1 基本的な考え方

1 使用料の設定基準の必要性

本市の施設使用料の設定については、その算定方法や改定の時期などについての統一した基準がなく、利用者が施設の維持管理経費の一部を賄うことを基本とし、他都市の利用状況や市内類似施設の金額等を参考に、各々の施設ごとに使用料を設定してきました。

このような状況から、行政サービスに対する「公平かつ平等な受益者負担」を確保するために、利用者がどこまで負担すべきか、公費（税金）でどこまで賄うべきかなど、使用料についての基本的な考え方を整理し、統一的な基準を設定することとしました。

2 受益者負担の基本的な考え方

施設使用料は、その施設を利用する対価として徴収されるべきものであり、施設の維持管理・運営に要する経費の負担は、利用する方と利用しない方との均衡を考慮し、「受益者負担の原則」に基づいて設定する必要があります。

現在、多くの施設は、使用料のみで管理・運営することができず、不足する経費については、公費（税金）を充当しているため、利用しない方も間接的に経費を負担していることになります。

そこで、使用料の設定には、行政サービスとしての必要性を考慮しつつ、利用する方と利用しない方との負担の公平性・公正性を確保することとします。

また、市民全体の理解と納得が得られるよう、使用料の積算根拠（原価のあり方や負担割合など）を明確にし、「透明性の確保」を図ることとします。

3 今後の施設運営に関する考え方

今後は、人口減少や少子高齢化の進展による利用率のさらなる低下や、施設の老朽化に伴う運営コストの増加などが懸念されます。各施設の持続可能性を高めるためには、効率的な管理運営や業務の見直しなどによる経費削減や、使用料収入の確保に向けた利用率向上を図るため、利用満足度を高めるための施設サービスの向上に努める必要があります。

○使用料・・・地方公共団体の行政財産の使用又は公の施設の利用につき、地方自治法第 225 条の規定に基づき、使用者又は利用者からその対価として徴収するもので、条例に定められている料金のこと。

○地方自治法第 225 条（抜粋）

普通地方公共団体は、第 238 条の 4 第 7 項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

第 2 使用料算定の基礎

使用料は、施設の維持管理等に係る全ての費用（以下、「コスト」という）と、施設ごとに利用者が負担すべき「受益者負担率」に基づき、以下のとおり算定した額を基準とします。

$$\text{使用料基準} = \text{コスト} \times \text{受益者負担率}$$

1 コストの算出

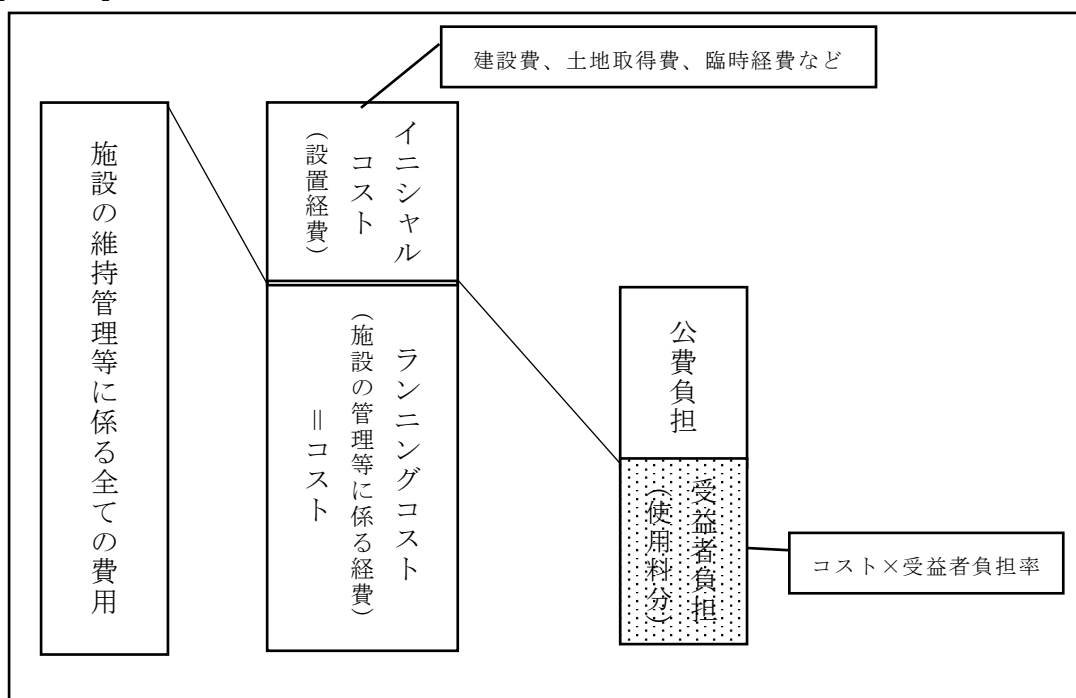
（1）コストの範囲

施設にかかるコスト（原価）には、イニシャルコスト（土地取得費や建設費などの設置にかかる経費をいう。）と、ランニングコスト（施設の管理等に係る経費をいう。）があります。本市では公共施設の多くが老朽化しており、建て替えや大規模修繕を要する時期が間近に迫っている状況であることから、既存施設についてはイニシャルコストを算入しないこととします。

よって、使用料基準に係るコストは、ランニングコストのみとします。

ただし、新たに整備する施設のイニシャルコストについては、その整備目的を精査した上で利用者負担の範囲に含めることを検討します。

【コスト】



(2) サービス提供に要するコスト

施設を維持管理していく上で必要な次の費用をコストとして算入します。

【算入するコスト】

区 分		内 容
人にかかる費用	人件費	サービスの提供や施設の維持管理をするために直接従事する職員に要する費用
物にかかる費用	物件費 維持補修費 その他	サービスの提供や施設を維持管理するための物品購入や光熱水費、修理等に要する費用
	減価償却費	※今回はコストに算入しない

(3) コストを算定する基礎数値

原則、3年間の平均値とします。

ただし、社会情勢の変化による乖離が大きい年度については平均値から除きます。

2 受益者負担率

使用料の設定にあたっては、施設ごとのサービスの内容を考慮しながら、「市場性」と「必需性」の観点から利用者と公費とで負担を分かち合うこととします。

そのため、施設を「市場性」と「必需性」の高低等により分類し、利用者の負担と公費による負担との比率を設定します。

【市場性】

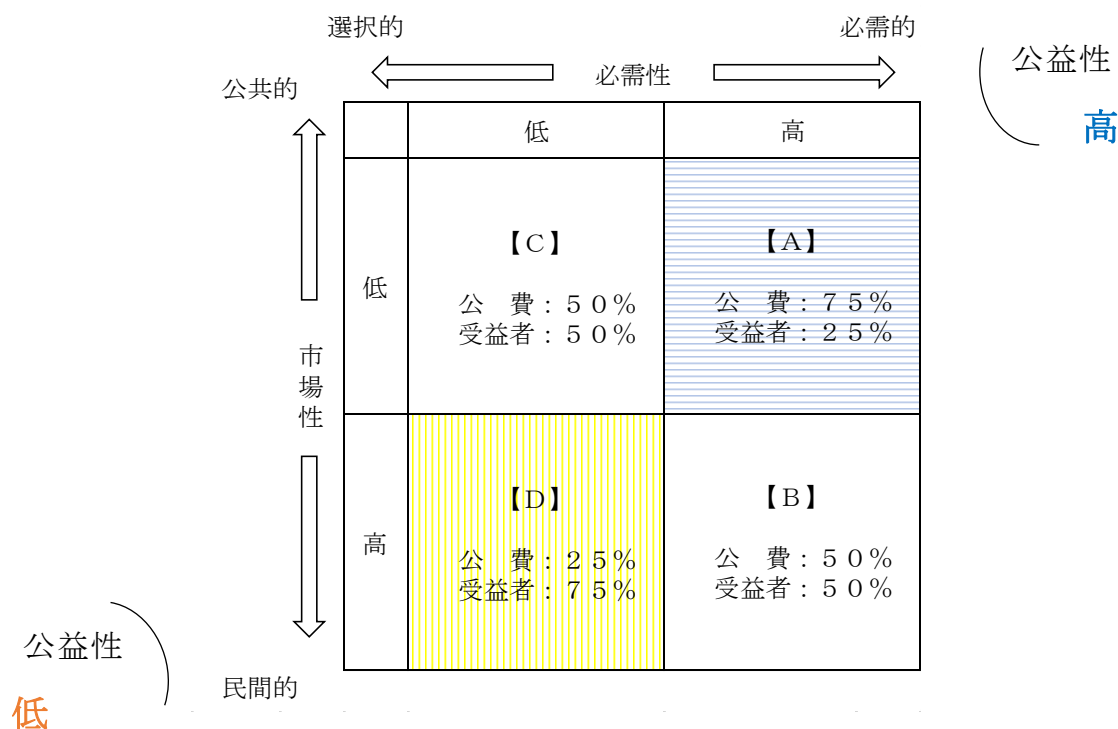
分 類	公共的	民間的
施設の性質	民間による同様または類似サービスの提供がない、もしくは提供が困難な施設	民間に同種または類似するサービスが提供されており、容易に利用できる施設
市場性	低い	高い
公費負担	多い	少ない

【必需性】

分 類	必需的	選択的
施設の性質	地域の活性化を促進するための施設 知識・教養などを習得するための施設	価値観や好みにより利用を選択する施設
必需性	高い	低い
公費負担	多い	少ない

【施設の受益者負担率】

公益性が高いほど受益者負担率は低く、公益性が低いほど受益者負担率は高くなります。



3 指定管理者制度導入施設の料金見直し時期

指定管理者制度を導入している施設については、収入である使用料の見直しが指定管理者の経営に与える影響を考慮し、原則、指定管理者制度の更新時期に合わせて、当基準を基本に料金の改定を実施することとします。

4 適用除外施設

次に掲げる施設については、本基準の適用を除外します。

- ① 法令等により市が独自に使用料を設定することができない施設
 - ・市営住宅（公営住宅） ・隣保館
- ② 民間施設との整合性を図る施設
 - ・市営駐車場 ・市営住宅（定住促進住宅、特定公共賃貸住宅）
- ③ 当基準とは異なる算定方法を用いて設定する施設
 - ・都市公園 ・酔屋の坂下広場 ・山香ふれあい広場
（都市公園の基準を基に算定して設定）
 - ・漁港（大分県使用料に準じて設定）

第3 施設の性質による使用料の算定

使用料は、ホール、会議室、体育館、競技場などの1室、1面あたりの料金として算定する「スペース（部屋）単位での算定」と1人当たりの料金として算定する「個人単位での算定」に分類します。

1 スペース（部屋）単位での算定

会議室等のスペース単位での貸し出しの場合				
使用料基準	=	コスト	$\times \frac{\text{貸出面積}}{\text{貸出可能面積}} \times \frac{\text{貸出時間}}{\text{貸出可能時間} \times \text{利用率}}$	$\times$ 受益者負担率

※利用率

本市では、個人単位での算定と同様の考え方となるよう、貸出可能時間に利用率を乗じることにより利用実績としたうえで算定を行います。

利用率の算定方法（上記例の場合）

上記例の場合の利用率の算定方法は下記のとおりとなり、面積に応じ加重を加えて算定します。

$\frac{\text{(A会議室)} \text{ 利用時間}}{\text{貸出可能時間}}$	$\times$	$\frac{\text{(A会議室)} \text{ 貸出面積}}{\text{貸出可能面積}}$	+	$\frac{\text{(B会議室)} \text{ 利用時間}}{\text{貸出可能時間}}$	$\times$	$\frac{\text{(B会議室)} \text{ 貸出面積}}{\text{貸出可能面積}}$	
$\frac{2,000}{4,000}$	$\times$	$\frac{200}{300}$	+	$\frac{3,000}{4,000}$	$\times$	$\frac{100}{300}$	= 58% (利用率)

2 個人単位での算定

温泉、プール等の個人単位での貸し出しの場合				
使用料基準	=	コスト	$\div$ 年間利用数	$\times$ 受益者負担率

3 照明料、冷暖房料の算定

夜間照明料、100㎡を超える会議室等に設置している冷暖房料については、全額を受益者負担とします。

照明料、100㎡を超える会議室に設置している冷暖房料等	
使用料基準	$\text{電気料} + (\text{取得(更新)費用} \div \text{耐用年数}) \div \text{年間利用時間(回数)}$

※全額を受益者負担としているため、各種加算や減免の対象外とします。

第4 使用料の設定

1 使用料の改定

使用料を算定した結果、現行の使用料を大幅に上回る事となる場合、利用者に過度の負担が生じることが考えられ、利用率の低下を招く恐れがあることや、現行の使用料を大幅に下回る事となる場合、類似施設との不均衡が生じ、利用者の混乱を招く恐れがあります。

このため、激変緩和措置として、以下により算定額を決定するものとします。
なお、上限額は見直しの際に再度設定するよう検討します。

- ①算定額が現行料金を上回る場合、1.5倍以内を上限とします。
- ②算定額が激変緩和の範囲内の場合、算定額とします。
- ③算定額が現行料金を下回る場合、110円を下限とします。

2 同種施設の料金統合

地域間での負担均衡を図るため、同種同等の施設を利用する際の使用料は、複数施設を1つの施設として使用料を算定します。

第5 その他基準

1 年齢等（大人・小人等）の利用区分を設定する場合

利用者の年齢等で料金に差を設ける場合、小・中学生の料金は一般料金の2分の1（半額）とします。

ただし、未就学児は原則無料とします。

2 市民、市外在住者の利用区分を設定する場合

杵築市民以外の利用者に対する割増は、規定する使用料の100%（2倍）とします。

プール、温泉施設については、受益者負担率を100%として算定します。

団体利用の場合は、団体の半数以上が市外在住者の場合に加算します。

3 営利目的等の利用区分を設定する場合

営利目的で使用する場合、あるいは入場料を徴収する場合については、規定する使用料の200%（3倍）とします。ただし、月謝等があるクラブ活動等（児童生徒で構成するクラブ活動等）は営利目的としません。

4 冷暖房の加算

適切な利用環境を保つために冷暖房の利用が必要不可欠になっています。冷暖房を使用した場合は、使用料の算定額に20%（1.2倍）を加算した額とします。

5 特別室の加算

施設のうち、調理室、家庭科室等は、備品等の維持管理などのため、一般的な会議室よりも多額の経費が必要となります。それらの使用料については、一般的な会議室と区別し、使用料の算定額に20%（1.2倍）を加算した額とします。

第6 定期的な見直し

使用料が、社会経済情勢に合致したものとなっているのかを常に検証しつつ、受益者負担の公平性・公正性を確保するために、定期的（原則4年ごと）に見直しを行うこととします。

第7 減免基準の明確化

1 使用料の減額・免除の取扱い

施設等は、「有料」での利用を原則としたものであっても、市が主催する行事等のために使用する場合、国又は他の地方公共団体が主催する行事等のために使用する場合などを対象に使用料の減額・免除を行っています。

しかし、こうした減額・免除の取扱いの根拠となる減免規定については、条例、規則あるいは要綱による場合などがあり、基準が異なります。

このことから受益者負担の公平性・公正性を確保するため、減額・免除取扱い基準の統一を図ります。

<減免基準>

(1) 免除（減額率100%）とする場合

①市が主催又は共催する行事に使用するとき

- ・主催とは、市が行う事業、会議（市が事務局となるものを含む）
- ・共催とは、市が共催する事業、大会等とし、国や県が行う説明会等も含まれます。ただし、後援は対象外とします。

②児童、生徒が学習活動の一環として使用するとき

- ・市内の小学校、中学校、高校の教育目的（授業等）で使用するとき
- ・中学校の部活動（高校の部活動は対象外）で使用するとき

③その他公益上特に必要があると認めるとき

次の場合は免除とします。ただし、各種加算や夜間照明料、冷暖房等の実費分は免除としません。（市立幼稚園、こども園は除きます。）

- ・児童生徒で構成するクラブ活動等で使用するとき
ただし、クラブの運営団体や講師に活動の対価がない活動に限ります。
- ・住民自治協議会、地区区長会の総会、役員会等で使用するとき
- ・市内の幼稚園、こども園等が教育・保育目的で使用するとき
- ・県民体育大会における強化練習で使用するとき

(2) 減額（減額率50%）とする場合

次の場合は減額としますが、各種加算や夜間照明料、冷暖房等の実費分は減額としません。

①市内の社会教育団体又は福祉団体がその事業目的のために使用する
教育委員会、福祉担当課が認めた団体に限ります。

ただし、講師が中心となり月謝をとっての活動を行っている団体や会員相互の親睦交流のみが目的となっている団体は対象外とします。

②その他公益上特に必要があると認めるとき

- ・行政区の総会、役員会等で使用する時
- ・市内居住の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳または戦傷病者手帳の交付を受けた方が使用する時
- ・スポーツ協会に加盟する競技部が主催する大会で使用する時